

次の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 7 年 4 月 25 日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度静岡県港湾整備事業法適化可否判断検討等業務

(2) 業務内容

令和 7 年度静岡県港湾整備事業法適化可否判断検討等業務委託仕様書のとおり

(3) 契約限度額

2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 契約期間

契約日から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

3 参加資格

次の(1)から(7)の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 直近 1 年間に於いて、都道府県税を滞納している者でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 手続等

(1) 担当部局

静岡県交通基盤部港湾局経理調整班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁本館2階

電話 054-221-3052 FAX 054-221-2389

メール kouwankyoku@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 公募要領の配布

ア 配布期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月12日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

電子メールまたは上記(1)の場所での手交による

(3) 提出書類等

ア 提出書類 公募要領による。

イ 提出期限 参加表明書：令和7年5月12日（月）午後5時まで郵送又は持参（必着）

企画提案書：令和7年5月16日（金）午後5時まで郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 審査会

令和7年5月21日（水）に実施

5 契約方法

業務委託契約は、優先交渉権者と契約の交渉を行い、契約限度額の範囲内において契約する。

6 その他

(1) 詳細は公募要領及び仕様書による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提案に伴う費用は、提案者の負担とする。